

収 入
印 紙

(第 号)

印 刷 製 本 請 負 契 約 書

1 契約の目的

2 契約金額

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|----|--|--|---|--|--|---|
| | | | 百万 | | | 千 | | | 円 |
|--|--|--|----|--|--|---|--|--|---|

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3 納入期限

年 月 日まで

4 履行場所

5 契約保証金

東京都公立大学法人を発注者とし、発注者と下記受注者との間において、裏面の条項により印刷製本請負契約を締結する。

発注者と受注者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

発注者 東京都公立大学法人
理事長

印

受託者 住 所
氏 名

印

| | | | | | |
|------|--|-------|--|-------|--|
| 印鑑照合 | | 代理権査了 | | 内容調査済 | |
|------|--|-------|--|-------|--|

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び見本等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である契約書記載の印刷製本（以下「印刷等」という。）を行い、その成果物（以下「印刷物」という。）を契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払う。
- 3 受注者は、印刷等に使用する材料のうち、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを使用しなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 受注者は、仕様書等の定めるところにより、印刷物の原版及び印刷損紙等を発注者に引き渡し、又は発注者の立会いのもとに処分しなければならない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約について印刷等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(使用材料の承認)

- 第4条 受注者は、仕様書等の定めるところにより印刷等に使用する材料を発注者に提出する必要がある場合は、当該材料について、発注者の承認を得なければ印刷等に着手することができない。

(交付原稿等)

- 第5条 発注者は、契約締結後、直ちに受注者に対して原稿及び見本を交付しなければならない。ただし、発注者が仕様書等において交付する時期を別に定めた場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、発注者から交付された原稿及び見本（以下「交付原稿等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、不用となった交付原稿等を遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該交付原稿等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、これらに代えてその損害を賠償しなければならない。

(支給材料)

- 第6条 発注者が受注者に対して印刷等に使用する材料を支給する場合、その品名、数量、材質並びに引渡し期日及び場所その他必要な事項については、仕様書等の定めるところによる。
- 2 受注者は、引渡しを受けた材料（以下「支給材料」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、不用となった支給材料を遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

(監督)

- 第7条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(納品書の提出等)

- 第8条 受注者は、印刷物を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、印刷物を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した印刷物を原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことができない。

(検査)

- 第9条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。

- 2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者は、その理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して分解又は試験により検査を行うことができる。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した印刷物に係る損失は、全て受注者の負担とする。

(引換え又は手直し)

第10条 受注者は、納入した印刷物の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その印刷物を納入場所において発注者に納入するとともに、第8条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 5 第9条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第11条 発注者は、第9条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった印刷物について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第12条 印刷物の所有権は、発注者が受注者に印刷等に使用する材料の全部又は主要な部分を支給した場合を除き、第9条第1項又は第10条第4項の検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその印刷物は、発注者に対し引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた印刷物についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 受注者は、納入した印刷物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(納入期限の延長等)

第14条 受注者は、納入期限内に印刷物を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(遅延違約金)

第15条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに印刷物を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に印刷物を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、納入した印刷物の一部が第9条第1項又は第10条第4項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第10条第2項の規定により引換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る印刷物が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。
- 5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第16条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は印刷等を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第 17 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第 18 条 前 2 条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、受注者にその差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、差額を納入することを要しない。

(1) 既納の契約保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上あるとき。

(2) 発注者の検査に合格した印刷物がある場合において、既納の契約保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した印刷物の契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。

3 発注者は、受注者が契約の履行をすべて完了し、次条第 1 項の規定により契約代金を請求したとき、又は第 21 条若しくは第 22 条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求に基づき請求があった日から起算して 60 日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付けない。

(契約代金の支払)

第 19 条 受注者は、印刷物の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき、又は第 11 条第 2 項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、印刷物を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入印刷物に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は、前 2 項の請求を受けたときは、その日から起算して 60 日以内に、契約代金を支払わなければならない。

4 発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第 20 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときには、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第 10 条第 1 項、第 2 項又は第 13 条第 1 項の引換え又は手直し等がなされないとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 20 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 2 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(8) 第 22 条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

(10) 公正取引委員会が発注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以

- 下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第20条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

- 第21条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。
- (1) 第16条の規定により、発注者が印刷物の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第16条の規定により発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

第23条 削除

(相殺)

第24条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(賠償の予定)

- 第25条 受注者は、第20条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第20条の2第11号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第26条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第27条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第28条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 発注者は、受注者（受注者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）が、東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
 - 3 契約書第20条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(下請負禁止等)

- 第2条 受注者は、暴力団関係者等を、下請負人としてはならない。
- 2 受注者が暴力団関係者等に再委託していたことが判明した者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
 - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
 - 4 発注者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、東京都公立大学法人の契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、下請負人が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該下請負人に指導しなければならない。
 - 4 発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、東京都公立大学法人の契約から排除する措置を講ずることができる。